



札幌市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の皆様に対し、各種支援を行います。

重複不可	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月の緊急事態宣言に伴う影響により、売上が50%以上減少した (対象期間：2021年1～3月) 	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給（ 中小法人等上限60万円 個人事業者等上限30万円 ） 申請期間：令和3年3月8日～令和3年5月31日	経済産業省 一時支援金 事務局相談窓口 0120-211-240
	<ul style="list-style-type: none"> 道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した (対象期間：2020年11月～2021年3月) 	道特別支援金 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給（ 中小法人等20万円 個人事業者等10万円 ） 申請期間：令和3年4月1日～令和3年8月31日	北海道 特別支援金 コールセンター 011-351-4101
	<ul style="list-style-type: none"> 道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した (対象期間：2020年11月～2021年3月) 	経営持続化支援一時金 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金（ 一律10万円 ）を支給 申請期間：令和3年4月1日～令和3年8月31日	札幌市 経営持続化支援一時金専用ダイヤル 011-351-4102
給付	<ul style="list-style-type: none"> 4/27～5/11の間、道の営業時間短縮等の要請に協力した 	令和3年度感染防止対策協力支援金 道の飲食店等の営業時間の短縮要請等（協力期間：原則 4/27～5/11 ）にご協力いただき、業種別ガイドラインに基づく対策を徹底した事業者に支援金を支給。 申請期間：令和3年5月12日～令和3年6月30日	札幌市 感染防止対策協力金専用ダイヤル 011-330-8396
	<ul style="list-style-type: none"> 5/12～5/31の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した（飲食店等） 	(仮称)まん延防止・緊急事態措置協力支援金 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等（要請期間： 5/12～5/31 ）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。 申請期間：令和3年6月1日以降を予定	
	<ul style="list-style-type: none"> 5/12～5/31の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した（1,000㎡超の大規模施設等） 	(仮称)北海道による協力支援金 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の大規模施設等の休業、営業時間の短縮要請等（要請期間： 5/12～5/31 ）にご協力いただいた事業者に支援金を支給。 申請期間等：未定	北海道 協力金専用ダイヤル 011-330-8399
	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月以降の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に伴う影響により、売上が50%以上減少した 	緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金 2021年4月以降に実施される緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した月を対象に中小法人・個人事業者等に給付金を支給（ 中小法人等上限20万円 個人事業者等上限10万円 ） 申請期間：未定 ※措置が複数月に及ぶ場合、各月において要件を満たせば、複数月分の受給が可能	経済産業省 月次支援金 事務局相談窓口 0120-211-240

相談
猶予

- ・ 経営相談や融資の相談をしたい
- ・ 市税の納付相談をしたい
- ・ 雇用調整助成金等の申請の方法がわからない

事業者向けワンストップ相談窓口

札幌中小企業支援センター 北海道経済センタービル2階(中)北1条西2丁目

経営相談、融資認定・相談、
市税の納税猶予相談、感染
予防等の相談

社保等の猶予や雇用維持の
相談、雇用調整助成金等の
申請サポート、テレワーク
導入相談

受付：平日9:00～12:00、13:00～17:00
(最終受付16:30)

札幌市
事業者向けワ
ンストップ相
談窓口
専用ダイヤル
011-231-
0568

経営相談会(札幌商工会議所と協力開催)

経営相談、金融相談、支援金の相談等ができる土曜相談窓口、出張相談窓口を開設

土曜緊急相談窓口

日時：5/22、5/29
9:00～15:00
場所：北海道経済センタービル1階
(中)北1条西2丁目

出張緊急相談窓口

5/21(金)：札幌商工会議所豊平支所(豊)平岸2条5丁目2-14)
5/28(金)：札幌商工会議所白石支所(白)本通17丁目5-15)
【開設時間】9:00～17:30

- ・ テレワーク導入を相談したい

札幌市テレワーク推進サポートセンター(テレサポ)

テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展
示・体験、社労士等の専門家相談、導入経費に対
する補助金の案内等を実施
(場所：札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ4階)

札幌市テレワ
ーク推進サポ
ートセン
ター
011-708-
3500

貸付

- ・ 資金繰りのための融資を受けたい

新型コロナ対応サポート資金

限度：5,000万円 取扱期間：～令和3年12月31日
融資利率・期間：年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)

札幌市
事業者向けワ
ンストップ相
談窓口
専用ダイヤル
011-231-
0568

- ・ 資金繰りのための融資を緊急に受けたい

新型コロナウイルス緊急資金

新型コロナ対応サポート資金の融資実行までの間、
事業資金が切迫している事業者に対し、緊急融資
を実行
融資限度：500万円 取扱期間：～令和3年12月31日
融資利率・期間：年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)

補助
助成

- ・ 一時休業等により従業員の賃金が支払えない

雇用調整助成金

一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場
合、休業手当などの一部助成が受けられます。現
在、助成率の拡充等、特例措置が取られています。
特例対象期間：
令和2年4月1日～令和3年6月30日

北海道労働局
011-788-
2294

- ・ テレワークを導入したい

新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金

在宅勤務をはじめとするテレワークの導入に取り
組む市内中小企業等に対して導入に係る経費を補
助します。(補助率：3/4 上限60万円 下限
15万円)
申請期間①：令和3年5月10日～令和3年8月31日
申請期間②：令和3年10月1日～令和3年12月17日

札幌市
テレワーク推
進サポ
ートセ
ンター
011-708-
3500

市内事業者におかれましては、「新北海道スタイル」を実践いただきますようお願いいたします。
「新北海道スタイル」の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。
URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>